

れいわ新選組 組織内セクシュアル・ハラスメント防止・対応体制の
構築に向けた要望書

政党組織におけるセクシュアル・ハラスメントには、これまで特有の「大義名分」の下で、被害者の告発が封じ込められてきた歴史があります。それらは往々にして「個人的な恋愛関係」や「痴情のもつれ」として処理され、組織的に放置されてきました。私たちは、こうしたセクシュアル・ハラスメントの本質が、単なる職制上の上下関係に留まらない、以下の「実質的権力関係」を背景に発生していることを強く認識しなければならぬと考えています。

- ・執行部および本部は、候補者や議員に対し、政治家としての生殺与奪を左右する「次期選挙の公認権」という極めて強大な権限を有しています。
- ・本部から選挙現場に派遣される職員が、知識・スキル・経験・人望において候補者を凌駕する場合があります、職制上の立場とは逆転した「実質的な支配従属関係」が生じうるのが実態です。

ハラスメントの本質が「権力関係」にあることは明白です。とりわけ選挙という極限状態が構造的な温床となっていることを前提に、対策を講じる必要があります。セクシュアル・ハラスメント対策を「形骸化したルール(ハリボテ)」にしないためには、政党組織特有の歪んだ権力構造に深くメスを入れることが不可欠です。実質的な力関係に基づいた公正な裁定と、告発者を守り抜く組織風土への脱却を強く求めます。

執行部及び本部におかれては、「あなたに降りかかる不条理に対して、全力でその最前に立つ」という綱領の理念に立ち返り、本要望事項に対して誠実かつ真摯に交渉に応じられることを強く望みます。党の理念を体現するためにも、精一杯積極的な措置を講じるよう、最大限の努力と対応を尽くしてください。つきましては、本要望書に対する執行部および本部の見解並びに具体的な対応策について、速やかに文書にて回答されるよう要求いたします。

記

1. 「実質的優位性」に着目した認定基準の再定義と注意義務の導入

外形的な役職(上司・部下)のみならず、「実質的にどちらが優位に立っているか」を重視した判断基準の導入を求めます。

・実質的権力保持者は、自身の言動が相手にどう受け止められるかに対し、常に細心の注意を払う「厳格な注意義務」を負うべきです。

・権力構造下において、被害者が明確な拒絶を示すことは極めて困難です。「拒絶されなかったこと」を「同意」と見なす従来の解釈を明確に否定することを求めます。

・審査段階において、実質的権力保持者が自らの立場を利用して欲望を押し付けていなかったか、その自省や考慮を欠いていた事実自体を、セクシュアル・ハラスメント認定の重要な根拠(蓋然性が極めて高い要素)として定義してください。

2. 「ハラスメント防止指針」の策定と二次被害防止による組織文化の刷新

政治的目標や組織の都合を優先して人権侵害することが絶対にならないように、被害者を切り捨てるような「組織防衛」の論理を断絶してください。そのために、本要望書の各事項を具現化し、全構成員が遵守すべき「ハラスメント防止指針」を新たに策定・公表することを求めます。

・告発を「党の結束を乱す行為」や「選挙の邪魔」と見なしたり、被害者に「クラッシャー」等のレッテルを貼ったりする行為を、ハラスメント防止指針において明確に禁止することを求めます。

・構成員及び職員が、SNS、YouTube等、メディア、あるいは各種集会・活動の場において、被害者の声を封じ込め、加害構造を容認・肯定・矮小化するような発信を行うことを「深刻な二次加害(セカンドレイプ)」と定義し、党の規約等における懲罰事由と連動させ、ハラスメント防止指針において明確な処分対象とすることを求めます。

※これには、「私は被害に遭っていない(から問題ない)」「人間関係や距離感の問題に過ぎない」「(被害者の)勘違いや好みの問題である」といった、ハラスメントを個

人のコミュニケーション論にすり替え、被害者に非があるかのように誘導する言説の禁止徹底を含みます。

- ・万が一、組織内の人間による上記のような二次加害発信が発生した場合、執行部および本部はこれを「個人の私見」として黙認せず、ハラスメント防止指針に反する不適切な言動である旨の公式見解(抗議・訂正・遺憾の意など)を速やかに外部へ公表し、被害者の名誉とプライバシーを組織として最優先で守る体制を構築してください。

- ・「告発した側が組織を去らねばならない」という不条理を排除し、被害者が安心して政治活動を継続できる環境の整備を、防止指針に基づく最優先の運用事項としてください。

3. 「第三者機関」の独立性と選任プロセスの透明化

執行部にとって都合の良い「形だけの第三者」を排除し、実効性を担保する仕組みを導入すべきです。

- ・第三者機関の選任理由、経歴、執行部との利害関係(過去の契約有無等)を党内に公開することを求めます。

- ・執行部による一方的な指名を避け、複数の候補からの選定プロセスを設けることや、外部職能団体(弁護士会等)からの推薦枠を設けるなどの工夫を求めます。

- ・第三者機関の選定プロセスにおいて、本部の意向のみが反映されないよう、地方議員(地方議員団の代表等)が選任プロセスに関与できる仕組み、あるいは地方議員が推薦する専門家を選定を担うメンバーに加える等の立て付けを検討してください。

4. 対策の実効性を担保する重層的なモニタリング体制

第三者機関の活動が適切かつ中立に機能しているかをモニタリングする重層的なチェック体制を構築してください。

- ・党内のコンプライアンス委員会、あるいは組合的な機能を持つ組織が、第三者機関の活動状況を適宜チェックできる仕組みの導入を求めます。

- ・このモニタリング機能を担うメンバーには、本部の影響下にある政策委員や国会議員だけでなく、現場感覚を持ち、執行部と一定の距離を保てる地方議員を必ず含めるよう

にしてください。これにより、透明化に寄与するモニタリング体制を確立することを要望します。

以上

【要望書賛同構成員】 51名